

食材料費(副食材料費)の補足給付事業の手続きについて

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い、一定の条件を満たした世帯に対し、副食材料費(おかず代)の負担を軽減する「補足給付事業」の手続き方法は次のとおりとなります。

○給付対象経費

副食材料費(おかず代)

○給付対象者

- ・ 年収360万円未満相当世帯の児童・第3子以降の児童
 - ・ 市町村民税を課されない世帯の児童
- (詳細は裏面をご覧ください。)

○給付上限額

月額4,500円

区分	第1子	第2子	第3子
年収360万円未満相当の世帯の児童	給付対象		
年収360万円以上相当の世帯の児童	保護者負担		

○給付を受ける手続きについて

- ① 「岩沼市実費徴収(副食材料費)に係る補足給付事業対象通知書」にて対象となった旨の通知があった方については、当事業の対象者となります。これまでと同様に通っている施設へ副食材料費を支払い、施設から「実費徴収に係る領収書(補足給付事業関係費用)」を受け取ってください。なお、対象外通知を受けた方の中には、対象か否か判定できなかったため対象外通知を送付している場合もありますので、裏面をご覧ください。

- ② 右の表のとおり、対象となる月の副食材料費について、提出期間内に「岩沼市実費徴収(副食材料費)に係る補足給付請求書」に「実費徴収に係る領収書(補足給付事業関係費用)」を添付して、市役所子ども福祉課に提出してください。

◎令和元年

請求期間	請求書の提出期間
10~12月	令和2年1月4日~20日

◎令和2年以降

請求期間	請求書の提出期間
1~3月	4月1日~4月20日
4~8月	9月1日~9月20日
9~12月	翌年4月1日~4月20日

★対象者算定について

- ・ 当事業の対象であるか否かの判定は、4月と9月(令和元年度においては10月)に行います。
- ・ 世帯構成に変更があった場合等は、子育てのための施設等利用給付認定の変更申請の手続きを行ってください。このことにより世帯全体の市町村民税額が変更となり、給付対象となる場合や対象外となる場合は、市役所子ども福祉課から通知します。また保護者の税額に変更があった場合も、市役所子ども福祉課へお知らせください。

「岩沼市実費徴収(副食材料費)に係る補足給付請求書」の様式は、通っている施設に用意してあります。

担当：岩沼市役所子ども福祉課支援係
電話 0223-22-1111 内線 397